様式第5号（第7条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　え　発第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　えびの市長　　　　　　　　　　印

Ｕターン住宅改修等定住促進支援金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで変更交付申請のあった下記の支援金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１．補助事業の名称　　　　　年度えびの市Ｕターン住宅改修等定住促進支援金事業

２．交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　（　変更前　　　　　　　　　　　　　　円　）

３．交付決定の内容　　　確定払いにより補助金を交付する。

４．交付決定の条件　　　交付対象者は、補助事業に係る帳簿及び書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

　　　　　　（1） 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

　　　　　　（2） 補助対象事業を承認なく変更し、又は中止したとき。

　　　　　　（3） 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。

　　　　　　（4） えびの市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当したとき。

　　　　　　（5） 前各号に掲げるもののほか、えびの市補助金等交付規則及びえびの市Ｕターン住宅

　　　　　　　　　改修等定住促進支援金交付要綱に違反する行為があったとき。